

第77回国民体育大会日光市競技会競技施設整備基本方針

1 趣旨

第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における競技施設、練習場などの付帯施設及び各施設周辺の関連施設の整備について、基本的な方針を定める。

2 目的

公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技に支障が生じないよう整備を行い、安全で円滑な競技運営が図られるよう万全を期すとともに、開催後の施設利用、持続的な競技参加及び周辺の環境美化についても配慮する。

3 競技施設の整備

競技施設は、競技会における競技に応じて次のとおりとし、県、競技団体又は施設管理者等（以下「関係団体等」という。）と十分に協議の上、競技実施に必要な範囲において整備に努める。

(1) 冬季大会スケート競技

日光市霧降スケートセンター、栃木県立日光霧降アイスアリーナ、今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク

(2) 冬季大会アイスホッケー競技

栃木県立日光霧降アイスアリーナ、日光市細尾ドームリンク、今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク

(3) 本大会ホッケー競技

今市青少年スポーツセンター人工芝競技場、日光市ホッケー場

(4) 本大会ボクシング競技

日光市大沢体育館

(5) 本大会軟式野球競技

日光市日光運動公園野球場

4 練習場等付帯施設の整備

練習場その他競技に必要な施設は、既存施設の利用を原則とする。ただ

し、既存施設に不足又は不備がある場合若しくは臨時仮設物を設置する必要がある場合は、関係団体等と十分に協議して整備する。

5 施設周辺関連施設の整備

(1) 仮設給排水施設整備

休憩所又は仮設トイレ等であって、仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、施設管理者と十分に協議して整備する。

(2) 駐車場整備

競技施設の既存駐車場では競技運営に支障があると認められる場合は、臨時駐車場を設ける。